

# 八王子市 下水道中期経営計画



平成 18 年 3 月  
八王子市下水道部

## 目 次

1 . 中期経営計画策定の趣旨	1
2 . 下水道事業の現状	2
( 1 ) 八王子市の下水道事業のあゆみ	2
( 2 ) 下水道事業と浄化槽事業	3
( 3 ) 普及率	4
( 4 ) 平成 16 年度決算状況	5
3 . これからの事業	6
( 1 ) 管渠等建設事業 (平成 17 ~ 19 年度)	6
( 2 ) 緊急合流改善事業 (夾雑物除去施設の設置)	7
( 3 ) 維持管理計画の策定	7
( 4 ) 北野処理区の広域化・共同化	8
( 5 ) 雨水対策	8
( 6 ) 震災対策	8
( 7 ) 財政見通し	9
4 . 経営強化にむけて	11
( 1 ) 経営基盤強化	11
5 . 下水道事業経営指標	14
( 1 ) 下水道事業経営指標と類似団体	14
( 2 ) 類似団体平均および三多摩各市平均との比較	15
( 3 ) 目標数値	17
( 4 ) 今後の経営指標	19
6 . 事業評価	20
( 1 ) 評価の方法	20
( 2 ) 評価の時期	20

## 1. 中期経営計画策定の趣旨

八王子市は、平成15年3月に市の基本構想・基本計画となる『八王子ゆめおりプラン』を策定しました。この中で、「快適でうるおいのあるまちづくり」を図るため汚水処理人口普及率について、平成17年度で94%、平成19年度で98%、平成20年度に100%の目標を掲げました。

しかし、下水道の早期普及ならびに河川等の水質改善に対する市民要望に答えるために、目標達成年度を1年前倒しし、平成19年度末に汚水処理人口普及率100%を目指し事業を行っています。

また、汚水処理施設整備後も震災対策や管渠等の維持管理・更新などの解決していかなければならない課題が山積しています。

自治体財政が厳しいなか、“経営”の視点なくして事業を展開していくことはできません。

そこで、下水道事業を進めていくうえで解決すべき課題を明らかにし、健全な下水道経営を行っていくために本書を策定しました。

なお、計画期間については、総務省自治財政局「地方公営企業の経営の総点検について」により平成17年度から平成21年度までの5年間としました。



浅川での水遊び（鶴巻橋下流）

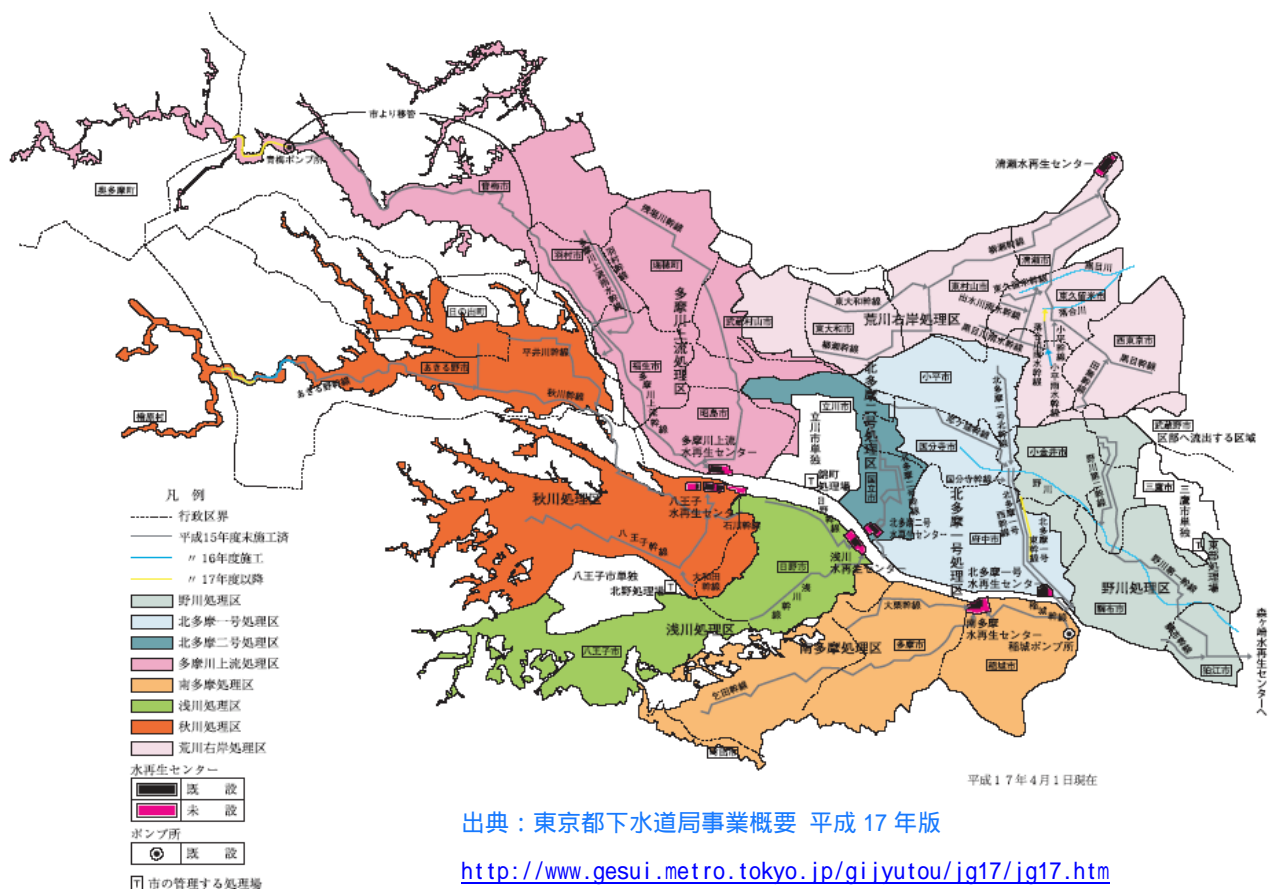
## 2. 下水道事業の現状

### (1) 八王子市の下水道事業のあゆみ

本市の公共下水道事業は、昭和28年に既成市街地の中心部にあたる区域の都市計画決定を行ない、昭和30年から下水処理場を含む北野処理区の工事に着手し、整備を行ってきました。

その後、宅地開発に伴う人口急増や都市活動の活発化により増加した汚水の排出量に対処するため、昭和47年に下水道計画の拡大を図り、流域下水道全体計画(図表1)に整合させた流域関連公共下水道(浅川処理区、秋川処理区、南多摩処理区)および北野単独処理区において下水道事業を展開し、現在に至っています。

図表1 流域下水道全体計画図



## (2) 下水道事業と浄化槽事業

本市は、平成13年に八王子市環境基本条例を定め、これに基づき平成16年3月に八王子市環境基本計画を策定しました。環境基本計画では、河川の水質改善を市の重点施策に位置付けました。

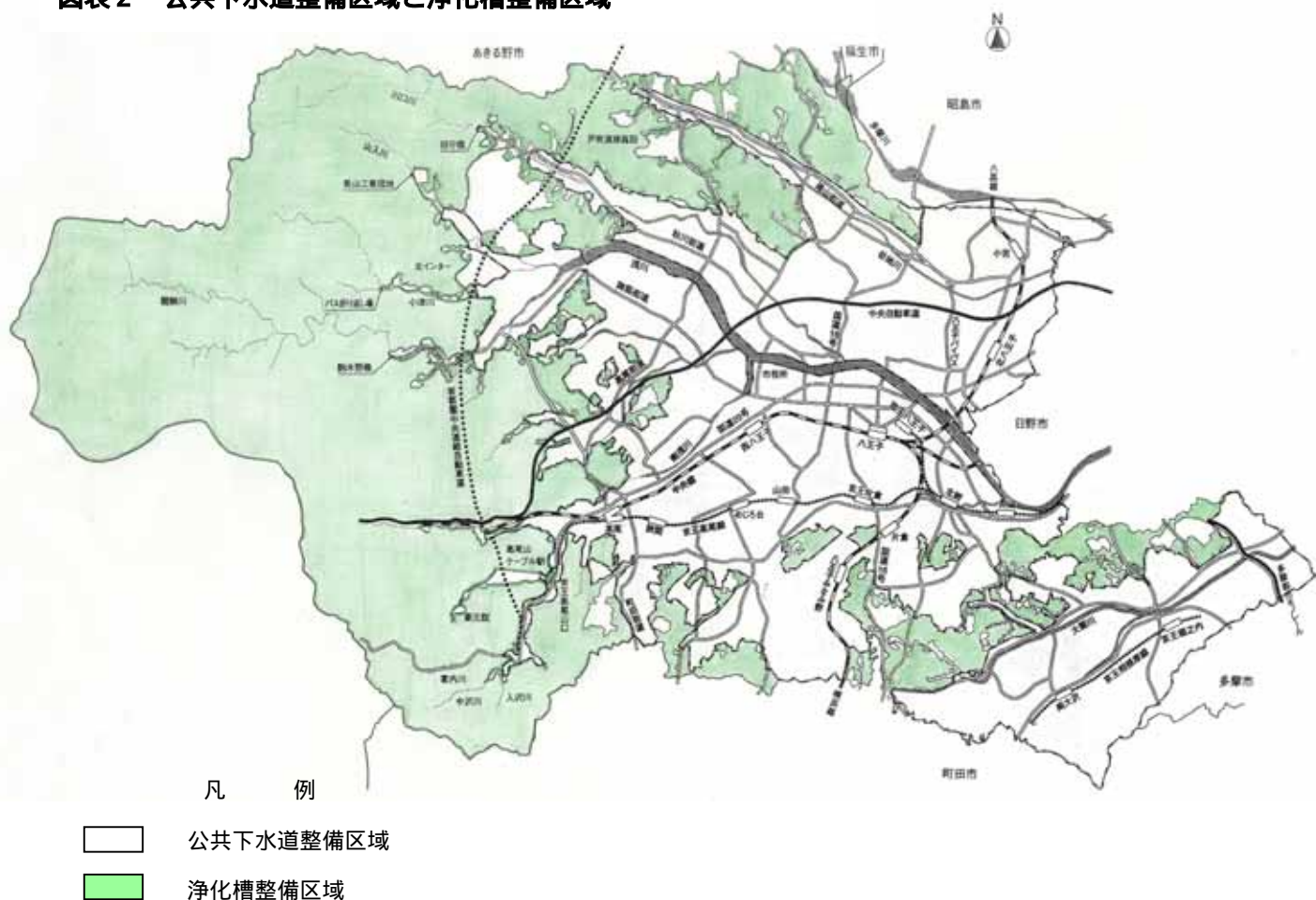
環境基本計画策定時には市内を流れる16河川のうち5河川において、環境基準が満たされていませんでした。

そこで、污水处理施設整備について、役割分担・コスト管理・時間管理・整備効果を考慮し、公共下水道整備区域と浄化槽整備区域(図表2)を定めて整備することにしました。

浄化槽区域では、市が主体となり高度処理型の浄化槽を戸別に設置し維持管理を行なう「浄化槽市町村整備推進事業」を推進することで、公衆衛生の向上、公共用水域等の水質の保全を図ることとしました。

公共下水道と浄化槽の事業を併せて推進することで、平成16年度末には14河川については環境基準を満たすようになりました。

図表2 公共下水道整備区域と浄化槽整備区域

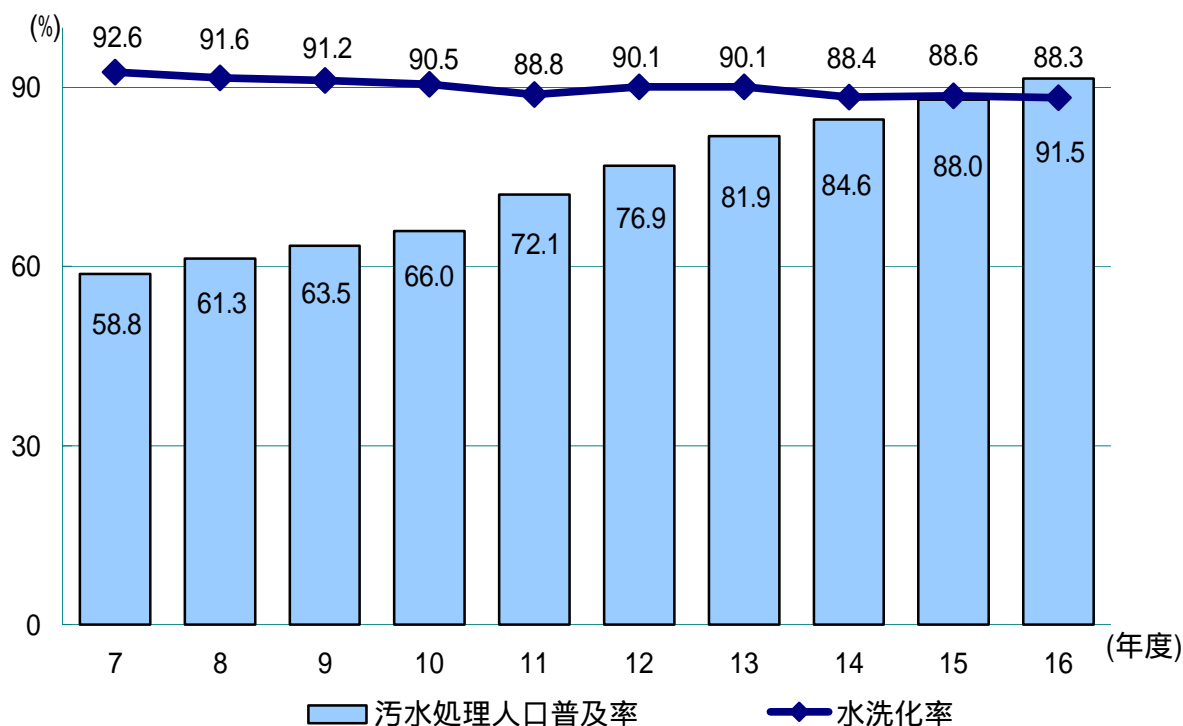


### (3) 普及率

本市における汚水処理人口普及率と水洗化率の推移については、**図表3**のとおりです。

事業開始以来、順次整備区域を拡大してきたことにより、汚水処理人口普及率は平成16年度末に91.5%となりました。

**図表3 汚水処理人口普及率と水洗化率の推移(%)**



#### 本書で使用している普及率

##### 汚水処理人口普及率

八王子市の行政人口のうち公共下水道もしくは、浄化槽市町村整備推進事業による高度処理型の浄化槽を設置して汚水を処理することができる状態になっている人口の割合です。

##### 公共下水道整備率(17ページ参照)

公共下水道整備区域(図表2)の人口のうち公共下水道を使用し、汚水を処理することができる状態になっている人口の割合です。

##### 水洗化率

処理区域人口(18ページ参照)のうち、公共下水道に接続し、汚水を処理している人口の割合です。これには、浄化槽を使用している人口は含まれません。

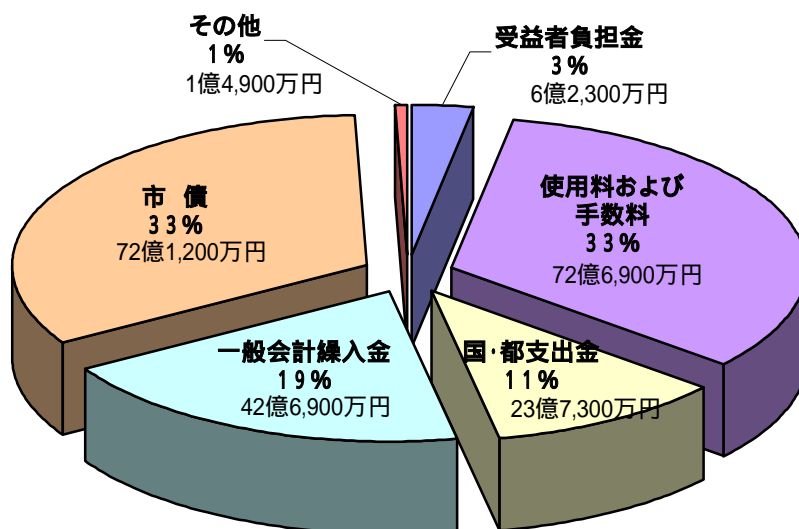
**(4) 平成 16 年度決算状況**

下水道特別会計の 16 年度決算は、歳入 218 億 9,500 万円、歳出 218 億 4,600 万円となっています。その内訳は、**図表 4** のとおりです。

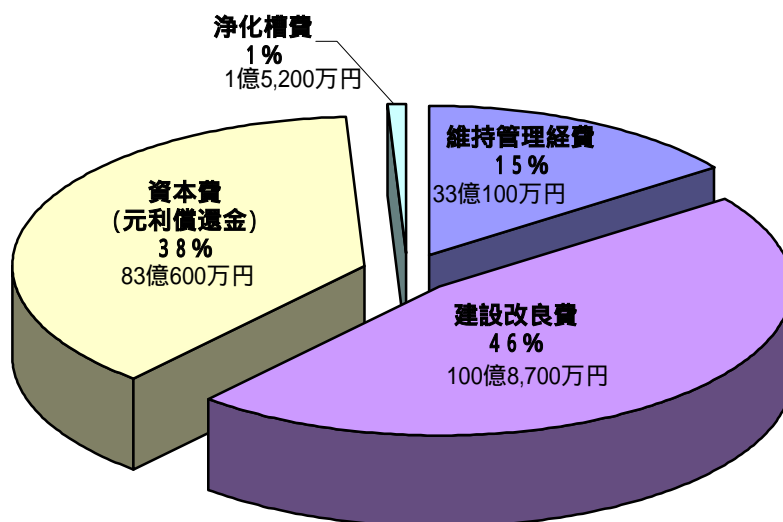
多くの自治体では、高金利時代に借りた公債費の支払いには苦勞しており、新たな借換え制度の新設などを国に要求しています。

**図表 4 平成 16 年度 歳入・歳出**

歳 入 218億9,500万円



歳 出 218億4,600万円



### 3. これからの事業

本書は、平成 17 年度から平成 21 年度までの経営計画を示しています。前半の平成 17 年度から平成 19 年度は、管渠等建設事業の最終段階となります。

また、平成 20 年度からは本格的な維持管理の始まりとなると共に、質の高まりや多様化、高度化する社会のニーズに答えるべき将来の下水道のあり方に向けての新たな事業の創設期となります。

近年、下水道事業に対し、今までに求められてきた「都市の健全な発達」、「衛生的で快適な生活環境の向上」、「良好な水環境の保全」に加え、持続可能な循環型社会づくりの役割も期待されています。

本市ではこれらを踏まえ、汚水処理施設の整備を引き続き進めると共に、健全な水循環と資源循環の創出に向けた検討をしていきます。



浅川サバイバルレース（市庁舎前）

#### (1) 管渠等建設事業（平成 17～19 年度）

平成 19 年度末までは、汚水処理施設の 100% 整備を目指して管渠等の建設事業を進めます。その整備予定面積、汚水処理人口普及率は下記の図表 5、図表 6 のとおりです。

図表 5 管渠整備面積（ha）

16 年度末実績	17 年度末予定	18 年度末予定	19 年度末予定
346	392	334	197

図表 6 汚水処理人口普及率（%）

16 年度末実績	17 年度末予定	18 年度末予定	19 年度末予定
91.5	94.2	98.3	100.0

## (2) 緊急合流改善事業(きょうざつぶつ)(夾雑物除去施設の設置)

汚水と雨水を同じ管で流す合流式下水道は、雨天時にその水を河川に放流するしくみとなっているため、緊急的な改善が全国的な課題となっています。国土交通省では、平成14年5月に合流式下水道緊急改善事業を創設しその対策を進めています。

八王子市の公共下水道のうち昭和30年から整備を着手した北野処理区の一部は、合流式下水道として整備されたため、その対策が必要となっています。

本市では、合流式下水道緊急改善事業の創設以前から、遮集管や雨水滞水池の整備を行ない、対策に着手してきました。

今後は、きょうざつぶつ夾雑物を除去するためのスクリーン設備等の設置工事を平成17年度からの5ヶ年で進めていきます。これらの工事により、更なる水質保全を図ります。

### 夾雑物(きょうざつぶつ)

下水に含まれる固形物で、管渠内の堆積物の原因となる物質のことです。雨天時に合流式下水道の河川への雨水吐き口で、ビニル、合成樹脂、ゴム、皮革類、草木、わら類、塵芥類などが散乱し、景観上の問題の原因となっています。

## (3) 維持管理計画の策定

本市がこれまで布設した下水道污水管の総延長は、約1,800kmにもなります。

一方、下水道管渠の耐用年数は、一般に50年といわれています。本市の下水道整備事業は昭和30年から始まっており、耐用年数に達する管渠がこれから多数出てきます。

これらの下水道管路施設を一日でも長く健全な状態に保ち続けるためには、老朽化・劣化の状況を的確に把握し、施設の重要度、耐震等を考慮した維持管理計画の策定が必要となります。

汚水処理施設整備が完了した後、下水道施設を延命化するための維持管理計画を策定します。



八王子市のマンホール蓋

八王子の伝統芸能「八王子車人形」

{国記録作成等の措置を構すべき無形民俗文化財、都指定無形文化財(芸能)}をデザインしています。

#### (4) 北野処理区の広域化・共同化

八王子市は、北野処理区を単独で管理しています。単独で下水道の処理区を管理しているのは、東京都では、本市を含め立川市、三鷹市、町田市の4市のみです。単独処理区は、維持管理経費のすべてが当該自治体からの持ち出しとなっているため、大きな財政負担となっています。

さらに、閉鎖性水域である東京湾の水質保全がより強化され、より高度な汚水処理を要求されることは明らかなです。

その対応のための施設整備に要する費用も大きな負担となってきます。

平成19年度には本市下水道事業の上位計画である、「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」の変更が予定されています。

この計画の変更に合わせて、北野処理区の汚水処理について、広域化・共同化を検討していきます。



北野下水処理場

#### (5) 雨水対策

下水道は、都市の安全を支える基盤施設です。近年、集中豪雨の多発により、都市部では浸水被害が頻発しています。

浸水対策は下水道の重要な役割であり、汚水整備が完了した後、次世代に向けての雨水対策が課題になります。

雨水対策を総合的に検討し、河川流量の確保、防災用水への利用も含め、雨水を資源として捉えた多目的な活用を検討していきます。

#### (6) 震災対策

新潟県中越地震において、多数のマンホールが浮かび上がってしまった映像は記憶に新しいところです。また阪神・淡路大震災では、処理場の機能が3ヶ月以上停止しました。

すべての市民に対して安全で安心な生活環境を提供するために、重要なライフラインである下水道施設の耐震化と地震発生時における迅速で的確な応急活動に必要な体制づくりの検討をしていきます。

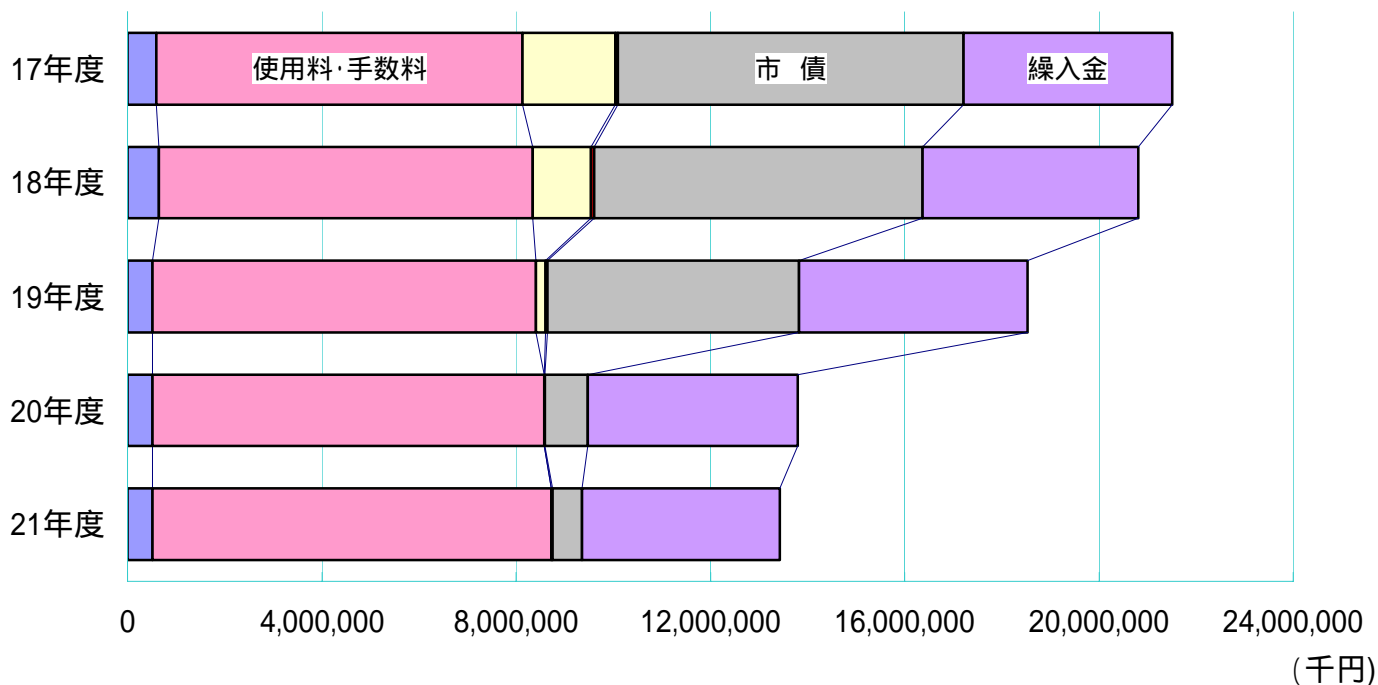
## (7) 財政見通し

八王子市における平成17年度から平成21年度までの財政見通しは、図表7、図表8のようになります。

図表7 歳入

(千円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
受益者負担金	595,033	646,491	520,506	520,506	520,506
使用料	7,530,156	7,694,552	7,884,863	8,054,884	8,203,388
手数料	606	1,812	849	762	399
国庫補助金	1,823,380	1,137,345	196,000	6,000	4,725
都支出金	87,500	55,525	9,800	300	236
繰越金	1	1	1	1	1
雑入	55,832	66,529	37,280	16,000	16,380
市債	7,125,100	6,770,800	5,172,600	876,100	615,900
繰入金	4,295,542	4,432,373	4,702,964	4,330,169	4,071,192
計	21,513,150	20,805,428	18,524,863	13,804,722	13,432,727

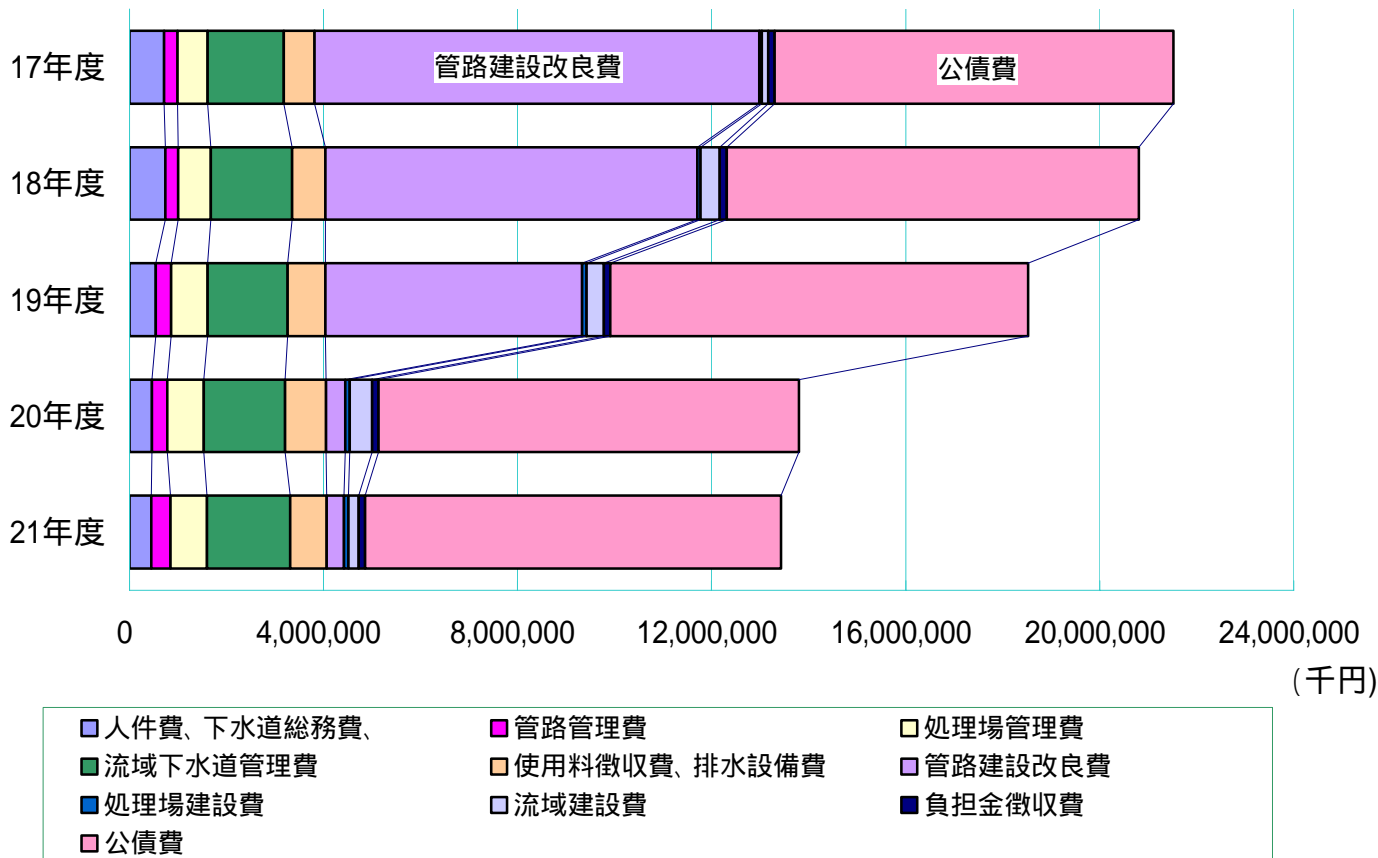


■ 受益者負担金 ■ 使用料、手数料 ■ 国庫補助金、都支出金 ■ 繰越金、雑入 ■ 市債 ■ 繰入金

図表8 歳出

(千円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
人件費	697,846	724,908	537,262	448,377	439,489
下水道総務費	9,380	8,539	9,647	9,647	9,647
管路管理費	276,955	268,765	308,630	322,944	399,014
処理場管理費	620,921	669,626	749,113	744,159	750,000
流域下水道管理費	1,569,678	1,685,188	1,654,064	1,685,641	1,717,195
使用料徴収費	636,518	678,462	774,091	832,257	730,784
排水設備費	7,955	7,782	8,535	8,959	11,101
管路建設改良費	9,167,769	7,663,972	5,281,214	396,727	357,951
処理場建設費	50,000	65,000	92,000	96,000	96,000
流域建設費	124,494	395,600	360,000	454,000	218,000
負担金徴収費	134,062	145,172	135,988	135,988	126,431
公債費	8,217,572	8,492,414	8,614,319	8,670,023	8,577,115
計	21,513,150	20,805,428	18,524,863	13,804,722	13,432,727



## 4 . 経営強化にむけて

### (1) 経営基盤強化

#### ア . 歳入の確保

安定した下水道経営を行なうためには、歳入の確保をしっかりと行っていかなければなりません。

現在、八王子市における下水道の使用料は、歳入の約 33% (平成 16 年度決算) を占め、平成 21 年度には、歳入の約 61% となる見通しです。使用料単価を現在の水準に堅持しながら健全な下水道事業の経営を行なうためには、水洗化率のより一層の向上が必要です。

これまでも、水洗化率の向上のための促進活動として、積極的な PR、戸別訪問などを行ない、低所得者・生活扶助世帯向けには、補助制度を設けるなどの対策も講じてきました。しかし、水洗化率の向上は、皆様のご理解とご協力が無くてはできません。

今後は、これらの水洗化促進活動をさらに強化するとともに、下水道に接続できない原因を究明し、使用料収入の確保を図るべく新たな施策の検討を行ないます。

またこれまでも、多額の費用が必要となる下水道事業を推進するために、国庫補助金・都補助金の確保に努めてきました。今後も国や都の補助制度を有効に使いながら下水道事業を行っていきます。



水洗化促進 PR 活動  
(流域下水道本部と共同で開催)

#### 水洗化率向上の効果

公共下水道使用者が増えることにより、下水道への流入水量が増え、使用料収入が増えます。また、多額の費用をかけて整備した下水道施設の遊休化を防ぐとともに、公共用水域の水質向上などの環境への負荷を削減することが可能となります。

## イ．歳出の抑制（経営の合理化）

下水道事業の経営を考えたとき、民間活力の導入は不可欠です。

本市は平成12年度から平成17年度にかけて北野下水処理場の業務の一部を民間委託としてきました。

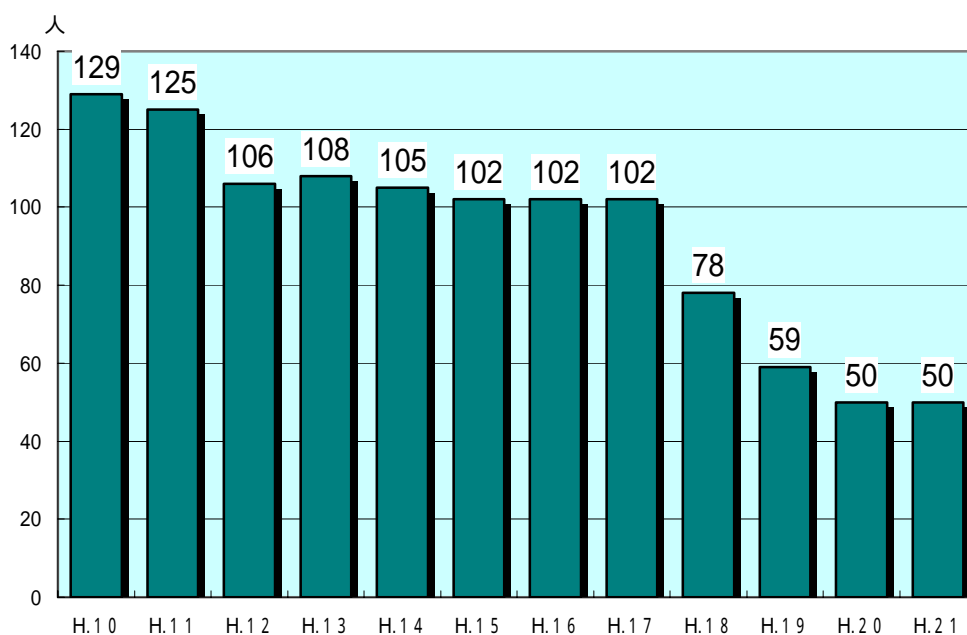
安定した業務運営と良好な人材の確保に繋げるため、委託先とは複数年契約を行ない経費の節減に努めてきました。

下水道部の職員数（図表9）は、平成10年度には129人の職員が在籍していましたが、北野下水処理場の民間委託等により職員を減員しました。これからも、事務事業の効率化を図り適切な人員配置計画を立てて人員管理を行なうと共に、より一層の民間活力の導入を行ないます。

また、多摩地域の自治体においては、維持管理の一元化に向かって検討が始まっています。これにより、図表9の人員計画にとらわれない更なる減員が見込めます。

さらに、現在の「下水道＝汚水処理」という考え方だけでなく、水循環、水環境保全の視点を持った効率的で時代に対応した組織づくりも行っていきます。

図表9 下水道部職員数の推移と今後



18年度以降は、人員計画に基づく。

## ウ．法適用化（公営企業会計への移行）

下水道事業は、地方財政法施行令により公営企業と位置付けられています。したがってその経理は、特別会計を設けて行なうと共に適正な経費区分を前提とした独立採算制による事業運営が求められています。

企業会計方式を導入し、経費負担の原則を明確に示すとともに、収入、コスト、資金の調達状況等が適切に区分して表示されている財務諸表等の作成を通して、下水道事業の経営状況を理解し易くすることはこれからの下水道経営には必要なことです。

下水道事業の場合、地方公営企業法の適用（地方自治法等の規定の特例）については任意適用とされています。

それぞれの地方公共団体の判断により、法律の全部または一部（財務規定）を地方公営企業法に適用することができることとなっています。

しかし、地方公営企業法の適用のためには、それぞれの団体の持つ資産の算定等の費用が嵩むことなどから、下水道事業において、地方公営企業法を適用している団体は、全国で 4,956 団体のうち 185 団体（平成 15 年度、法適用化率約 3.7%）と極めて少ない団体数となっています。



子どもの日（南浅川 横山橋上流）

三多摩の自治体では地方公営企業法の一部法適用化は、まだ行われていません。

本市では、今後も調査を続け、移行費用等を勘案しながら法適用化の検討を行っていきます。

## 5. 下水道事業経営指標

### (1) 下水道事業経営指標と類似団体

下水道事業の経営は、汚水の処理を行なう規模、地理的条件や事業進捗度により様々であり、健全経営のための絶対的な基準を設定することは困難です。

総務省下水道事業経営指標は、個々の下水道事業を基礎的な条件で類型化(図表 10)することにより、自団体と同じ類型に分類された他団体との比較、分析を行なうことができます。

このことにより各団体の特徴、問題点を把握することが可能となり、各団体は、健全経営を行っていくうえでの参考とすることができます。

総務省下水道事業経営指標による類似団体は、処理区域内人口、有収水量密度、供用開始後年数によって分類(図表 10)されます。

これにより、八王子市は 15 年度公営決算において、「Ab1」に分類され、類似団体としては、盛岡市、前橋市、金沢市、甲府市、松山市、宮崎市など 47 団体があります。

図表 10 総務省公共下水道経営指標による類似団体分類表

処理区域内人口	10 万人以上	5 万人以上 10 万人未満	1 万人以上 5 万人未満	5 千人以上 1 万人未満	5 千人未満
	<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>	<b>D</b>	<b>E</b>
有収水量密度	7.5 千 m <sup>3</sup> /ha 以上	5.0 以上 7.5 千 m <sup>3</sup> /ha 未満	2.5 以上 5.0 千 m <sup>3</sup> /ha 未満	2.5 千 m <sup>3</sup> /ha 以下	
	<b>a</b>	<b>b</b>	<b>c</b>	<b>d</b>	
共用開始後年数	25 年以上	15 年以上 25 年未満	5 年以上 15 年未満	5 年未満	
	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	

## (2) 類似団体平均および三多摩各市平均との比較

八王子市と類似団体の経営指標を比較した場合、図表11のようになります。併せて、三多摩各市との比較も行ないました。

本市は、類似団体、三多摩各市に比べて水洗化率が低くなっています。経営基盤を強化するためには水洗化率の向上は不可欠です。

汚水処理原価については、類似団体より低くなっています。ただし、三多摩各市と比べると、管渠の整備を集中的に行ったため汚水処理原価のうち資本費（元利償還金）が高くなっています。

また、使用料回収率は80%を超えました。これは、類似団体、三多摩各市より下水道事業の運営経費を使用料収入で賄えていることを示しています。

図表11 八王子市と類似団体平均及び三多摩各市平均との比較

	八王子市	類似団体平均	三多摩各市平均
処理区域人口(人) [A]	470,543	212,416	142,812
処理区域面積(ha) [B]	6,450	3,847	1,680
有収水量(m <sup>3</sup> ) [C]	47,838,407	23,630,189	16,112,187
有収水量密度(千m <sup>3</sup> /ha) C/B/1000	7.42	6.14	9.59
水洗化人口(人) [D]	417,010	191,634	137,147
水洗化率(%) D/A <b>注1</b>	88.6	90.2	96.0
使用料収入(千円) [E]	6,987,997	3,257,588	1,847,970
使用料単価(円/m <sup>3</sup> ) 1000*E/C <b>注2</b>	146.1	137.9	113.9
汚水処理費(千円) [F] G+H	8,646,291	5,340,341	2,469,473
汚水処理費(維持管理費)(千円) [G]	2,944,616	1,608,076	1,039,993
汚水処理費(資本費)(千円) [H]	5,701,675	3,732,265	1,429,480
汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> ) 1000*F/C <b>注3</b>	180.7	226.0	153.3
汚水処理原価(維持管理費) (円/m <sup>3</sup> ) 1000*G/C <b>注4</b>	61.6	68.1	64.5
汚水処理原価(資本費) (円/m <sup>3</sup> ) 1000*H/C <b>注5</b>	119.2	157.9	88.7
使用料回収率(%) E/F <b>注6</b>	80.8	61.0	74.8
一般家庭使用料(円) (20m <sup>3</sup> )	1,974	2,150	1,451

(総務省下水道経営指標 平成15年度決算から)

## 下水道事業経営指標の数字

### 注1) 水洗化率

処理区域内人口(18 ページ参照)のうち、公共下水道に接続し、汚水を処理している人口の割合です。管渠整備直後の区域においては、低い水洗化率となる場合が多いですが、100%に近づける努力が必要となります。

### 注2) 使用料単価

有収水量(17 ページ参照) 1 m<sup>3</sup> あたりの使用料収入で、使用料の水準を示します。

使用料水準の全般を論じる際に有効であるといえます。類型団体に比べ低い場合は、1 か月当り 20 m<sup>3</sup> の使用料と併せて検討することにより、使用料設定上の問題点を究明する必要があります。

### 注3) 汚水処理原価

有収水量(17 ページ参照) 1 m<sup>3</sup> あたりの汚水処理費であり、その水準を示します。汚水処理費は維持管理費と資本費に分けられます。

### 注4) 汚水処理原価(維持管理費)

日常の下水道施設の維持管理に要する経費であり、人件費・動力費・薬品費・施設補修費・管渠清掃費等により構成されます。

維持管理費を抑制して住民負担を極力軽減させるためには、維持管理にあたっての組織の簡素化、定員管理の適正化、業務の民間委託等を推進することにより、経費の徹底した抑制を図る必要があります。

### 注5) 汚水処理原価(資本費)

地方債元利償還額及び地方債取り扱い諸費の合計額です。

資本費については、すでに発行された地方債に基づき算定されたものであり、使用水量や使用者数の多寡にかかわらず、償還時点においては、固定的に必要とされる費用なので、短期間での削減は難しくなります。

### 注6) 使用料回収率

汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を示す指標です。

下水道の経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費全てを使用料によって賄うことが原則です。したがって、経費回収率は、下水道事業の経営を端的に表している指標となります。

(総務省「下水道経営指標」より)

### (3) 目標数値

皆様の理解と協力を得ながら透明性の高い下水道事業の経営を行なうために、平成17年度から平成21年度までの目標数値を定めました。

#### (ア) 公共下水道整備率 (A/b)

公共下水道整備率は、下水道全体区域内(図表2)の人口のうち公共下水道を使用し、汚水を処理することができる状態になっている区域内の人口の割合です。

(%)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
94.2	98.3	100.0	100.0	100.0

#### (イ) 水洗化率 (D/A)

水洗化率は、処理区域人口(A)のうち公共下水道に接続し、汚水を処理している人口の割合です。

(%)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
87.8	90.0	91.6	94.9	96.4

#### (ウ) 有収水量 (C)

有収水量は、下水道で処理した汚水のうち使用料収入の対象となる水の量です。

(m<sup>3</sup>)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
52,383,165	57,423,319	59,861,136	62,480,175	63,858,064

### (エ) 将来予測人口 (a)

人口予測については、「ゆめおりプラン」での人口推計を使用しました。ただし、平成17年度につきましては、平成18年1月1日の行政人口を基にしています。

(人)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
545,630	558,700	562,600	566,700	570,300

### (オ) 下水道人口 (b)

下水道人口は、公共下水道区域内(図表2)の人口です。本市は、浄化槽区域を定めていることから、各年度の将来予測人口から浄化槽区域内(図表2)の予測人口(3,160人)をマイナスした数値を下水道人口としています。

(人)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
542,470	555,540	559,440	563,540	567,140

### (カ) 処理区域人口 (A)

処理区域人口は、公共下水道の整備が終わり、公共下水道を利用し汚水进行处理することができる状態になっている区域内の人口です。

平成19年度には、汚水処理施設の整備完了の予定ですので、その時点では、処理区域人口(A) = 下水道人口(b)となり、平成21年度には、567,140人(将来人口想定による)が公共下水道を使用できる状態となります。

(人)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
510,796	546,095	559,440	563,540	567,140

### (キ) 水洗化人口 (D)

水洗化人口は、処理区域人口(A)のうち公共下水道に接続し、汚水进行处理している人口です。浄化槽を使用している人は水洗化人口(D)には含まれません。

(人)

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
448,486	491,638	512,514	534,933	546,730

#### (4) 今後の経営指標

八王子市の今後 5 年間の処理区域内人口、有収水量、財政見通し等の目標数値を総務省の下水道事業経営指標にあてはめると、**図表 1 2**のようになります。

汚水処理人口普及率の上昇により、水洗化人口が増加し、それに伴い有収水量は増加していく予定です。そのため、使用料収入は、平成 16 年度決算の 72 億 6,900 万円から 21 年度には 82 億 300 万円と約 10 億円の増収を見込んでいます。

一方、汚水処理費は、ほぼ横ばいとなっています。これは、管渠布設事業を世代間の公平を図るため、市債で行っているため管渠布設終了後も、汚水処理原価資本費（元利償還費）の支払いが続くことによるものです。そのため、使用料回収率が一時的に悪化します。

**図表 12 八王子市の今後の経営指標**

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
処理区域人口(人) [A]	510,796	546,095	559,440	563,540	567,140
処理区域面積(ha) [B]	7,260	7,595	7,630	7,630	7,630
有収水量(m <sup>3</sup> ) [C]	52,383,165	57,423,319	59,861,136	62,480,175	63,858,064
有収水量密度 (千m <sup>3</sup> /ha) C/B/1000	7.2	7.6	7.8	8.2	8.4
水洗化人口(人) [D]	448,486	491,638	512,514	534,933	546,730
水洗化率 (%) D/A <b>注1</b>	87.8	90.0	91.6	94.9	96.4
使用料収入(千円) [E]	7,530,156	7,694,552	7,884,863	8,054,884	8,203,388
使用料単価(円/m <sup>3</sup> )1000*E/C <b>注2</b>	143.8	134.0	131.7	128.9	128.5
汚水処理費(千円) [F] G+H	9,307,091	10,006,787	10,367,645	10,668,453	10,698,127
汚水処理費(維持管理費)(千円) [G]	3,027,397	3,283,220	3,334,704	3,424,715	3,413,271
汚水処理費(資本費)(千円) [H]	6,279,694	6,723,567	7,032,941	7,243,738	7,284,856
汚水処理原価 (円/m <sup>3</sup> ) 1000*F/C <b>注3</b>	177.7	174.3	173.2	170.7	167.5
汚水処理原価(維持管理費) (円/m <sup>3</sup> ) 1000*G/C <b>注4</b>	57.8	57.2	55.7	54.8	53.5
汚水処理原価(資本費) (円/m <sup>3</sup> )1000*H/C <b>注5</b>	119.9	117.1	117.5	115.9	114.1
使用料回収率 (%) E/F <b>注6</b>	80.9	76.9	76.1	75.5	76.7
一般家庭使用料(20m <sup>3</sup> )	1,974	1,974	1,974	1,974	1,974

## 6 . 事業評価

### (1) 評価の方法

下水道事業は地方財政上において公営企業と位置付けられています。そのため総務省は、法適用の有無にかかわらず、各団体の公営決算状況を毎年公表しています。

これは、全国すべての下水道事業を行なっている団体が作成することになっており、事業を同じ物差しで量っていることから、類似団体との経営比較が簡単に行なえます。

この公営決算を基本として類似団体や三多摩各市との経営効率を比較することで、経営状態の評価を実施していきます。

### (2) 評価の時期

八王子市下水道事業にとってのこれからの5年間(平成17年度から平成21年度)は管渠整備時期と維持管理時期に分けることができます。

そこで、汚水整備が終わる平成19年度末を中間評価時期と定め事業の評価を行っていきます。

その中間評価では、今回の中期経営計画において事業費の確定を行なえなかった震災対策、広域化・共同化や法適化に関わる費用を算出し、平成20年度から平成21年度の事業を算出していきます。



浅川溪谷(北浅川 松枝橋上流)



### 八王子市公共下水道マスコット

「ユメダカ」の「クリン」(右)と「クリア」  
下水道が整備されて、八王子の川がだんだんきれいになることを  
目指して誕生したマスコットです。

## 下水道中期経営計画

編集・発行 八王子市下水道部

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話(代) 042(626)3111 内線3603

(直) 042(620)7289

FAX 042(626)3019

平成18年3月

表紙写真：北浅川（鶴巻橋上流）